

## 通勤届と異なる通勤途中の負傷

**問** 先般、当社の労働者Aが、出勤時に負傷しました。

労働者Aはオートバイ

していることが判明しましたが、自宅から会社間路であり特に遠回りをした事実はありませんでした。

このように通勤届と異なる方法の通勤途中の負傷であっても通勤災害と認められますか。

のハンドル操作を誤り転倒したのですが、労働者Aの通勤届は、地下鉄を利用して通勤していることになっていました。

労働者Aに確認したところ、当社で禁止しているオートバイで毎日通勤

**答** 労災保険法において通勤とは、労働者が就業に関し住居（自宅等）と就業の場所（会社、工場等）を始点、終点とする往復の移動を「合理的な経路及び方法」により行うものと規定されています。その他、複数就業者の就業の場所から、他の就業の場所への移動、単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居の間の移動も通勤となります。

移動については、就業関連性があることが必要となり、具体的には移動

が就労の目的のためなされていること。または、実際に就労して業務終了後に行われたものであり、業務の性質を有していないことが必要となります。つぎに合理的経路とは、「乗車定期券に表示されているのは、会社に届けている鉄道、バス等の通常利用する経路及び通常これに代替することが考えられる経路」であり、労働者が通勤のため通常利用する経路であれば、経路が複数ある場合はいずれも合理的経路としています。

また、公共交通機関の利用、自動車・オートバイ・自転車等を本来の用法により使用、徒歩の場合などが一般的に合理的な方法とされています。ただし、無免許運転、泥酔しての運転の場合は合理的な方法と認められません。なお、経路の逸脱、移

動行為の中断がある場合、その間及びその後の移動行為は通勤とは認められません。ただし、日用品の購入等の日常生活上必要な行為でありやむを得ない事由による必要最小限のものによる逸脱、中断の場合は、その後の移動行為は通勤と判断される場合もあります。

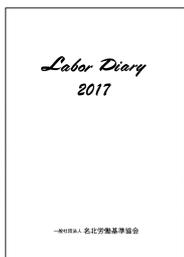
そこでご質問のケースですが、会社に届出した経路、方法でなくとも前述のとおり移動が就業に関し住居と就業の場所を

往復する行為であり、合理的な経路及び方法と判断され、業務の性質を有さず経路の逸脱・移動行為の中断に該当しない場合は通勤災害と認められます。

なお、会社の規定により、オートバイを使用している通勤が禁止となつても、労災給付への影響はありません。

認定につきましては、事例ごとに判断をいたしますので、疑問がある場合は労働基準監督署までご照会ください。

### 2018年版 労働日誌



労働日誌は、毎日の予定が書き込める大きなカレンダー部分があり、便覧部分には関係行政一覧、労働基準法・労働安全衛生法・労災保険法等の概要、届出書類一覧表等を掲載しています。毎年、労務・人事・安全衛生等ご担当の皆様にご好評を頂いています。

(B5版・1cm厚、写真は2017年版)

※本年度も機関誌『Meihoku』12月号に同封し、全会員事業場に無料送付

.. ただ今、労働日誌「広告」募集中 ..

一年を通してお使いいただく労働日誌は、高い広告効果があります。掲載料は20,570円から。

お問い合わせ・お申し込みは、当協会 総合受付(☎052-961-1666)まで